

第4号議案

理事の選定について

第4号議案

理事の選任について

理事は令和4事業年度に関する定時総会（令和5年6月開催予定）の終結のときまでの任期となっているが、鈴木和雄理事、石島一郎理事から辞任の申し出がある。

理事については、定款第13条に基づき総会の決議によって選任することとなりますが、理事会から推薦のあった候補者は下記のとおりです。

なお、総会の後、書面理事会において専務理事の選任を行うことを予定している。

記

（新任）菅野 康則	（一社）全国木材組合連合会 会長
（新任）篠田 幸昌	前（一社）全国水産卸協会 専務理事
（新任）吉野 示右	（一財）日本木材総合情報センター業務執行理事

※ 任期は、令和4事業年度に関する定時総会（令和5年6月開催予定）の終結のときまでとなります。

（参考）一般社団法人日本木材輸出振興協会定款（抜粋）

第3章 役員

（選任）

第13条 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）は、正会員である個人又は法人の役員の中から総会において選任する。

2～3 （略）

（任期）

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補欠として社員総会の議決により役員を選任する。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。